

# 12月定例会で審議した議案等の結果です

◎…全会一致  
○…多数  
※…討論あり

議案番号	議案の件名	議案の内容	
<b>総務文教常任委員会</b>			
第91号議案	朝倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	少子化対策が求められる中、公務においても長期間にわたる育児と仕事の両立が可能となるように、育児のための短時間勤務ができるようにするもの。	◎可決
第103号議案	指定管理者の指定について	対象施設名：朝倉市朝倉体育センター、朝倉テニスコート、朝倉ゲートボール場、朝倉球場 指定管理者：株式会社クリーン商会 指定の期間：平成24年4月1日～平成27年3月31日	◎可決
第104号議案	指定管理者の指定について	対象施設名：朝倉市立あまぎ水の文化村 指定管理者：財団法人あまぎ水の文化村 指定の期間：平成24年4月1日～平成29年3月31日	◎可決
<b>環境民生常任委員会</b>			
第90号議案	平成23年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について		◎可決
第92号議案	朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定について	地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、規定の整理を行うもので、主な改正内容は、市民税、固定資産税及び軽自動車税の不申告に関する過料を3万円から10万円に引き上げるもの。たばこ税及び特別土地保有税の不申告に関する過料10万円を創設するもの。寄附金税額控除で税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げるもの。	◎可決
第93号議案	朝倉市学童保育所条例の一部を改正する条例の制定について	児童福祉法の一部改正が施行されることに伴い、条例の規定の整理を行うもの。	◎可決
第94号議案	朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正が施行されることに伴い、条例の規定の整理を行うもの。	◎可決
第95号議案	朝倉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可燃ごみ袋について、現在の大と小の2つのごみ袋を平成24年4月1日から大・小・ミニの3つに分け、それぞれの単価を50円、30円、20円に変更するもの。	◎可決
第100号議案	交通事故による損害賠償について	朝倉市役所敷地内において、本市職員が公用車を運転中に起こした事故による損害を賠償し、和解しようとするもの。	◎可決
第101号議案	交通事故による損害賠償について	朝倉市一本において、本市職員が公用車を運転中に起こした事故による損害を賠償し、和解しようとするもの。	◎可決
第105号議案	指定管理者の指定について	対象施設名：朝倉市朝倉老人福祉センター 朝倉市杷木老人福祉センター 指定管理者：社会福祉法人朝倉市社会福祉協議会 指定の期間：平成24年4月1日～平成27年3月31日	◎可決
23請願第6号	公共交通機関の存続へ向け、JR九州に係る経営支援策等の継続を求める意見書に関する請願書		◎一部採択

## 12月定例会で審議した議案等の結果です

◎…全会一致  
○…多数  
※…討論あり

議案番号	議案の件名	議案の内容	
<b>建設経済常任委員会</b>			
第96号議案	朝倉市公共下水道条例等の一部を改正する条例の制定について	下水道料金については、現在は旧市町時の料金体系のままであるが、合併後の事務事業の一元化調整等に伴い、平成24年4月1日から集合処理方式と浄化槽による個別処理方式の使用料の額の統一等を行うもの。	◎可決
第97号議案	工事請負契約の締結について	朝倉市営住宅松の木団地立替建築主体工事について、工事請負契約を締結しようとするもの。 工事箇所：朝倉市馬田1000番地ほか1筆 契約額：4億4,013万9,000円 請負人：梶原・大坪・柿原特定建設工事共同企業体	◎可決
第98号議案	財産の取得について	小石原川ダム建設に伴う付替え林道建設用地について、土地を取得しようとするもの。 所在地：朝倉市江川字栗河内32番1地内ほか37筆 種類：土地 面積：9383.87㎡ 取得価格：7,069万5,050円	◎可決
第99号議案	訴えの提起について	長期にわたり家賃を滞納し不法に土地を占拠している市営住宅入居者について、住宅及び土地の明渡し並びに家賃等支払請求の訴えを提起しようとするもの。	◎可決
第102号議案	市道路線の認定について	堤中原3号線、堤中原4号線、山渡り4号線、前熊線、松葉の1線、松葉の2線、生津の3線の7路線を市道として認定するために議会の議決を求めるもの。	◎可決
第106号議案	指定管理者の指定について	対象施設名：朝倉市三連水車の里あさくら 指定管理者：株式会社三連水車の里あさくら 指定の期間：平成24年4月1日～平成29年3月31日	◎可決
第107号議案	指定管理者の指定について	対象施設名：朝倉市川の駅原鶴 指定管理者：原鶴温泉旅館協同組合 指定の期間：平成24年4月1日～平成27年3月31日	◎可決
<b>その他</b>			
第89号議案	平成23年度朝倉市一般会計補正予算(第3号)について		◎可決
意見書案第6号	軽油引取税の免税制度の継続を求める意見書の提出について		◎可決
発議案第4号	議員の派遣について	議員を研修等へ派遣するために、会議規則第78条の規定により、議会の議決をするもの。	◎可決

### 市議会議員の寄付は禁止！有権者が寄付を求めることも禁止！

#### 公職選挙法では、次のようなことが禁止されています。

- 議員が年賀状や暑中見舞いなどのあいさつ状を出すこと(自筆の答礼は除く)。
- 議員や後援会がお歳暮やお中元を贈ること。
- 議員や後援会が、寄付をしたり有料のあいさつ広告を出すこと。
- 市民や団体が、議員に寄付などを求めること。

皆様のご理解とご協力をお願いします。



贈らない・求めない・受け取らない